

令和7年度米原市放課後児童クラブの運営について

1 保護者負担金の変更について

区分	負担金
年間利用（月額）	10,000円
土曜日利用（月額）	4,000円
学校始休業日（4月春休み）	4,000円
夏季休業日（夏休み）	18,000円
冬季休業日（冬休み）	4,000円
学年末休業日（3月春休み）	4,000円

*負担金にスポーツ安全保険代（800円／人・年）が含まれます。

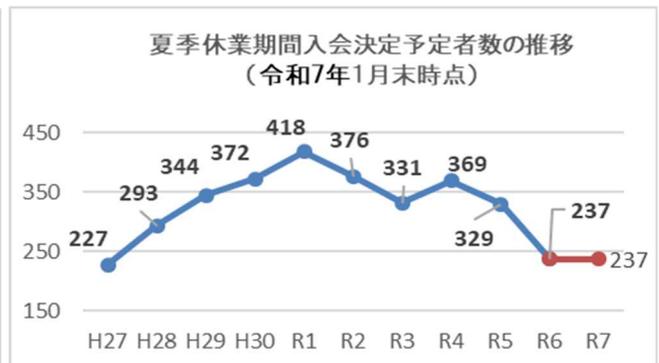
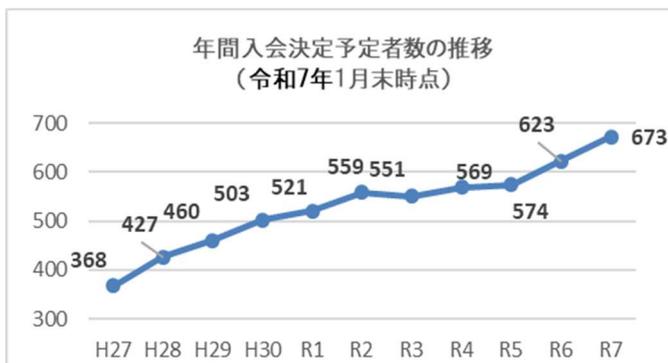
*保護者負担金は、5年ごとに見直しを行うこととしています。

2 各放課後児童クラブの名称・小学校区・所在地

名称（愛称）	校区	所在地
米原第1児童クラブ（まいはらっ子クラブ）	米原	入江 296（専用棟 ※旧米原幼稚園）
米原第2児童クラブ（あしたびひろば）		入江 307（グラウンド西側専用棟、小学校校舎側専用棟）
河南児童クラブ	河南	枝折 77（河南小学校内）
坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）	坂田	宇賀野 273（専用棟、旧坂田診療所）
坂田第2児童クラブ（お家笑里クラブ）		顔戸 1513（近江学びあいステーション内）
息長児童クラブ（げんきッズ息長）	息長	能登瀬 1339（息長小学校内）
大原児童クラブ（はらっぱ）	大原	野一色 1184（専用棟、旧大原保育園）
山東児童クラブ（ほたるっ子 310）	山東	志賀谷 1907（専用棟 ※旧山東生涯学習センター）
柏原児童クラブ（のびっ子）	柏原	柏原 2320（柏原小学校内）
伊吹児童クラブ（いぶきっ子クラブ）	伊吹 春照	春照 37（伊吹薬草の里文化センター内） 杉澤 817（春照小学校内 ※夏休みのみ）

* 放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを目指し、放課後留守家庭児童の生活の場として、放課後児童クラブを市内10か所、18支援単位で開設します。

3 放課後児童クラブ 入会決定予定者数の推移



- * 放課後児童クラブの年間入会決定予定者数は、年々増加傾向にあります。
- * 令和7年度の夏季休業期間入会決定予定者は令和6年度と同数としています。

4 令和7年度放課後児童クラブ入会決定状況（令和7年1月末現在） (人)

	小学校 児童数	施設定員			令和7年度申込定員			入会決定予定者数			支援員数（加配数）		
		年間	長期	合計	年間	長期	合計	年間	長期	合計	年間	長期	合計
米原第1児童クラブ（ABC）	503	190	—	190	120	0	120	120	0	120	9(7)	0(0)	9(7)
米原第2児童クラブ（AB）		170	—	170	80	50	130	82	34	116	6(2)	3(2)	9(4)
河南児童クラブ	151	40	—	40	40	0	40	22	7	29	2(2)	1(0)	3(2)
坂田第1児童クラブ（ABC）	453	140	—	140	120	20	140	127	10	137	9(6)	0(0)	9(6)
坂田第2児童クラブ（AB）		70	25	95	70	25	95	72	12	84	6(3)	0(0)	6(3)
息長児童クラブ	147	55	40	95	40	30	70	28	12	40	2(2)	2(1)	4(3)
大原児童クラブ（AB）	285	180	—	180	90	40	130	95	17	112	6(5)	2(0)	8(5)
山東児童クラブ	139	150	—	150	40	10	50	43	9	52	3(2)	1(0)	4(2)
柏原児童クラブ	81	100	—	100	40	0	40	30	2	32	2(1)	1(0)	3(1)
伊吹児童クラブ（AB）	70/168	50	180	230	45	45	90	54	19	73	4(3)	2(0)	6(3)
令和7年度合計	1,997	1,145	245	1,390	685	220	905	673	122	795	49(33)	12(3)	61(36)
令和6年度合計	2,000	1,145	245	1,390	690	235	925	623	171	794	49(30)	15(9)	64(39)

- * 長期…春季休業期間中の人数（夏季休業期間の申込受付は毎年5月に実施（令和5年度から変更））
- * 施設定員…保育室面積を1人当たりの確保面積（市基準：2.475㎡/人）で除して算出した定員
- * 申込定員…小学校児童数と児童クラブ利用率から転出された定員
- * 入会決定予定者数…保留等（保護者の就労証明書が未提出、本市への転入予定の児童数）を含む
- * 加配数…基本配置する支援員とは別に、配慮を要する児童数に応じて配置する加配支援数

5 減額・免除措置について

区分	措置の内容
① 生活保護世帯	負担金の全額免除措置が受けられます。
② 里親世帯	負担金の全額免除措置が受けられます。
③ 市民税非課税世帯	負担金の4分の3に相当する金額の減額措置が受けられます。
④ ①, ②, ③以外のひとり親家庭等	負担金の2分の1に相当する金額の減額措置が受けられます。
⑤ ①, ②, ③, ④以外の兄弟姉妹（2人以上の利用）	同時に入会している児童のうち、最年長児童以外の全ての児童の負担金の4分の1に相当する金額の減額措置が受けられます。

- * ④のひとり親家庭等は、③の非課税世帯に該当しない母子家庭、父子家庭、祖父母家庭等が対象となります。
- * ⑤の兄弟姉妹は、①, ②, ③, ④に該当しない世帯が対象となります。